

赤ちゃんが生まれたら…

出産手当金

社員さんがお産のため仕事を休み、給与がもらえなかったときに、その間の生活保障として「出産手当金」が支給されます。出産の日以前42日(双子以上の場合98日)間、出産の日後56日間の産休中の間、1日につき標準報酬日額の6割が支給されます。平成19年4月からは、法改正により、1日につき標準報酬日額の3分の2相当額が支給されます。

出産育児一時金


社員さんやご家族(被扶養者)が出産された場合には「出産育児一時金」が支給されます。正常な出産であれば、病気ではありませんので、健康保険は使えず、入院費など全て自己負担です。そこで、出産費用の補助として「出産育児一時金」が支給されます。妊娠4ヶ月(85日)以上を経過していれば、流産や死産の場合でも支給されます。金額は、1児につき350,000円(法律で決まっている金額)+16,000円(コア健保独自の付加金)=合計366,000円です。

出産育児一時金を、出産された病院へ健保が直接支払います。

コア健保では、新たに、出産育児一時金を病院に支払うことのできる制度(受取代理制度)を取り入れました。この制度をご利用いただくと、出産後の病院への支払いは、出産費用と出産育児一時金(350,000円)との差額だけで済みます。こちらの受け取り方を希望される方は、事前に、コア健保 有賀までご連絡ください。


出産育児一時金の受け取り方は2通り(どちらの受け取り方でもご自由にお選びください)

A 事前申請により病院へ支払う方法



- ① 健保へ連絡をして事前申請用の請求書を受け取ってください。
- ② 病院で必要事項を記入してもらい、出産予定日まで1ヶ月以内になりましたら健保まで提出してください。
- ③ 出産後は出産育児一時金との差額(出産費用-35万円)を医療機関へお支払いください。

B 従来通りに受け取る方法



- ① 出産した病院で精算を済ませます。
- ② 健保組合へ、出産育児一時金の請求をしてください。
- ③ 口座へ出産育児一時金が振り込まれます。

お届けします。



社員さんやご家族(被扶養者)が出産されたご家庭には、毎月「赤ちゃんママ」という冊子をお届けしています。薄い冊子ではありますが、発育についてや、離乳食のこと、子育てについてのアドバイスが満載で、赤ちゃんを育てているお母さん方に大変好評です。

●1歳になったら…
「赤ちゃんママ」を1冊お送りした後は、春夏秋冬の4回「1・2・3歳」という冊子をお届けしています。1歳をすぎて、食事やしつけと悩みも増え、忙しい頃ですが、毎号興味深い内容がコンパクトに収まっており、大変喜ばれています。

現在「赤ちゃんママ」は約70軒「1・2・3歳」は約50軒のお世入をお届けしています。



コア健保の育児支援いろいろ

コア健保の育児支援いろいろ

ご利用ください「健康電話相談」

小さいお子さんは急に熱を出したり、痛いところがあっても自分ではうまく伝えられないので、お父さんお母さんとは困ることがあるでしょう。そんな時には是非「健康電話相談」をご利用ください。

- 24時間保健師・看護師・栄養士などの専門家が直接対応します。
- 電話の際名前を言う必要はありません。相談内容がプライバシーは厳守されています。
- 電話には相談したい方、急ぎでない相談等はWebでも24時間受け付けています。

●ご相談は無料です
☎0120-911376



「アトバイスが欲しい」という時には、お気軽にお電話ください。



「アトバイス」が欲しいという時には、お気軽にお電話ください。



子供が階段から落ちてしまいました。すぐに医者へ連れて行くべきでしょうか?



熱が38度を超えています。夜中でも医者へ連れて行った方がいいでしょうか?



薬を嫌がる困っています。どうして飲ませたりしないかな?



子供が学校へ行きたくないと言っています。どう対応したらいいのでしょうか?



耳が痛いと言っています。今朝医者へ連れて行くべきでしょうか?

